

裁判所めぐり

鹿 児 島 **地 方** 裁 判 所 **家 庭**

■鹿児島の歴史■

鹿児島の歴史は、西郷隆盛、大久保利通をはじめ、その立役者を多数輩出した明治維新を抜きに語ることはできません。ことに西郷隆盛に関しては、生誕地をはじめ、県内随所にその事跡を伝える場所が残されています。鹿児島地方・家庭裁判所本庁庁舎の近辺にも、石塀に西南戦争の弾痕を残す私学校(西郷が開いた私塾)跡や西郷の終えんの地があり、明治という激動の時代の息吹を今に伝えています。

また、明治維新において鹿児島(薩摩藩)が重要な役割を果たすことができた背景には、藩の財政改革の成功があると言われています。強硬とも言える方策で、当時の藩政改革を断行した家老ずしよひろさとの調所広郷は、西郷ほど地元での評価は高くありませんが、現在、国の財政改革が重要課題とされる中、改めて、彼の人となりや業績が紹介される機会も増えてきているようです。

このように、日本の歴史や社会を大きく変



える人物を生み出してきたのは、質実剛健と評される薩摩人の気風と、それをはぐくむ風土によるものかもしれません。

■鹿児島の観光、特産■

幕末の勤王志士平野国臣ひらのくにのみが「我が胸の燃ゆる想いにくらぶれば煙は薄し」と詠んだ桜島は、鹿児島市街からわずか4kmの海上で噴煙をあげる鹿児島のシンボルです。平成16年3月に開通した九州新幹線の鹿児島中央駅に降り立つと正面にその勇姿を臨むことができます。ちなみに、平成15年9月に完成した鹿児島地方・家庭裁判所本庁庁舎は、夕映えの桜島の山肌をイメージした藤色の外観をなしています。

【鶴丸城(鹿児島城)跡】

1602年(慶長7)ころ初代・薩摩藩主島津家久(忠恒)によって築城された。天守閣を持たない質素な屋形造の本丸が、翼を広げた鶴の形に似ていたため「鶴丸城」と呼ばれた。焼失したため現存していない。



【鹿児島地方・家庭裁判所本庁庁舎】





鹿児島県

凡例

- ◎地裁、家裁、簡裁
- 地・家裁支部、簡裁
- ⊖家裁出張所、簡裁
- 簡裁

また、桜島と並んで鹿児島のシンボルと言えるのが、屋久島やくしまです。鹿児島市から南へおよそ130kmの海上に浮かぶ屋久島は、平成5年に世界遺産に登録され、樹齢7200年と言われる縄文杉をはじめとする屋久杉の生い茂る神秘的な森は、宮崎駿監督の映画「もののけ姫」のモデルとなりました。

温泉が各地に点在することも鹿児島の特徴と言えます。特に、火山帯に位置する霧島や、世界的にも珍しい天然砂むし温泉のある指宿いぶすきなどが有名ですが、鹿児島市内にもあちこちに温泉が湧き出し、市民の憩いの場となっています。

このところ全国的にブームとなっている本格焼酎は、鹿児島県が生産量日本一を誇ります。鹿児島の焼酎は、そのほとんどが、サツマイモで作った芋焼酎であり、豊かな香りに特徴があります。鹿児島では、仕事でダレた（疲れた）心身をとほぐす晩酌のことを「ダイ（ダレ）ヤメ」といいますが、このダイヤメに、香りがよく、

二日酔いしにくい芋焼酎のお湯割りが愛飲されています。元来庶民の酒として愛されてきた焼酎ですが、最近は入手の困難さから、一本数万円の値のつく人気銘柄も出てきています。

■鹿児島の裁判所■

鹿児島県は日本の本土最南端にあり、薩摩半島と大隅半島の二つの半島と多数の離島を有し、総面積は約9,187平方キロメートルと九州最大で、そのうち、離島の面積が27パーセントを占めています。

このような地理的状況の中で、鹿児島の裁判所は鹿児島市内にある鹿児島地方・家庭裁判所本庁のほか、5つの支部と16の簡易裁判所（うち5つは家庭裁判所出張所を併設）から構成されており、管内の裁判所の数は、全国一です。また、離島の裁判所が多いのも特徴で、奄美大島に名瀬支部あまみおおしま、種子島に種子島簡裁たねがしま、屋久島に屋久島簡裁とくのしま、徳之島に徳之島簡裁こしきしま、甑島に甑島簡裁がそれぞれ設置されています。このうち、管内の最南端に位置する徳之島簡裁は、鹿児島市から468キロあまりも離れており、鹿児島の裁判所の管轄区域は南北に長い広大なものとなっています。



【おはら祭に参加する職員ら】

【夏休み親子見学会の様子】

■裁判員制度広報のとりくみ■

おはら祭は、毎年11月2日、3日の2日間にわたって、2万人を超える踊り手が華やかな衣装に身を包み、郷土民謡の「おはら節」と「ハンヤ節」に合わせて、鹿児島市の繁華街「天文館^{てんもんかん}」を踊り歩く南九州最大の秋祭りです。鹿児島市の秋を彩る風物詩となっており、多くの市民や観光客が見物に訪れます。

昨年のおはら祭には、裁判所、検察庁、弁護士会から、合わせて140名の踊り手が一大踊り連を組んで参加しました。踊り連の名前は、参加者の想いを込めて「裁判員制度をひろめ隊」。裁判員制度の文字とロゴをあしらった赤い法被^{はっぴ}に身を包んだ裁判所長、検事正、弁護士会長を先頭に、黄色いTシャツを着用した踊り手が並び、踊り手の周囲には裁判員制度のキャッチフレーズの入った横断幕やのぼりなどを配置し、息を合わせた軽やかなステップを踏みながら、裁判員制度を市民にPRしました。

また、鹿児島地方・家庭裁判所では、より多くの方々に裁判所に足を運ぶ機会を設けて、裁判所を身近に感じていただくための企画と



して、平成17年12月から毎月第3木曜日に、見学会「きて！みて！裁判所day」を開催しています。この見学会では、刑事裁判の傍聴を通して生の裁判を傍聴していただくとともに、ビデオ上映や裁判官からの説明、質問コーナー等により、現行の裁判手続と裁判員制度に関する理解を深めていただくほか、毎回、トピックコーナーの時間を設けて、裁判所の各種手続の内容を分かりやすく紹介しています。

今後も、身近な裁判所としてその役割を果たしていくとともに、検察庁や弁護士会とも協力しながら、裁判員制度への国民の皆さんの理解を深め、参加意識を高めていただけるような働きかけを行っていきたいと考えています。

